

本号4頁建て

▷たたかい人 栃木・今市事  
件 勝又拓哉さんの弟・高  
瀬有史さん 2面  
▷静岡・袴田事件三者協議 3面

9月25日

第2058号  
2023年

毎月5の日、月3回発行

# 救援新聞

1カ月300円(郵送料1部42円)

発行 日本国民救援会

〒113-8463 東京都文京区湯島

2-4-4 平和と労働センター内

電話 03(5842)5842

FAX 03(5842)5840

http://www.kyuenkai.org

eメール info@kyuenkai.org

## 愛知・白龍町マンション暴行でつち上げ事件国賠訴訟

# 「奥田さんの逮捕、起訴は違法」

### 名古屋高裁 学者証人が法廷で明言

白龍町マンション暴行でつち上げ事件国家賠償裁判の控訴審が9月8日、名古屋高裁民事2部(長谷川恭弘裁判長)で開かれ、弁護士が求めた学者2人の証人尋問がおこなわれました。



報告集会で(左2人目から右へ)奥田さん、小山剛証人、水野陽一証人

名古屋瑞穂区白龍町で高層マンション建設反対運動のリーダー・奥田恭正さんが、2016年に工事現場監督を暴行したとテッチ上げられて逮捕・起訴され、その後無罪が確定。奥田さんは、警察庁が保管する顔写真、指紋、DNA型などの個人情報抹消を求め、国家賠償を提訴しました。

判決が詳しく聞きたいという姿勢がよく表れていた。約3時間と長時間だったが、裁判としては成功だという印象を持った尋問になった」と報告がされました。

また、「文書提出命令が裁判所から昨日出された。内容は、現場監督が警察に被害を訴えた時の、こういうふうな両手で押してきましたという写真撮影報告書と、目撃者である警備員を警察官が取り調べた調書。それと奥田さんの携帯電話から警察がどれだけのデータを抽出しているかの記録だ。弁護団の要求を裁判所が認めてくれた」と報告しました。

22年1月、名古屋地裁は、DNAデータなどは無罪確定後も保管する必要はないと国に対し抹消を命じる判決を、全国で初めて出しました。不当捜査による苦痛への損害賠償請求は棄却。双方が控訴し、現在、名古屋高裁に係属しています。

最後に、「来年3月ぐらいには判決が出ると思う。今日の尋問を踏まえて最終準備書面を書いて裁判長を納得させる書面を作りたい」と述べました。

名前の住所のような単純な個人情報でもない。DNA型、指紋、顔写真の要保護性は「中」程度といえる。

DNA型データベースについて運用する法律自体が存在せず、個人情報の保護や目的変更、目的外利用に関する規則も第三者機関による監視体制も皆無だ。すべて警察の裁量に任されている。DNA型データベースについて立法化がまったくないという国は極めて珍しい。立法化されている諸外国では、無罪になって犯罪の証明がない場合にDNA型を保有し続けているというところは見当たらない。

原告の奥田さんは「最後まで傍聴・ご支援お願いたします」と訴えました。

次回公判は12月25日(月)午後2時に名古屋高裁大法廷でおこなわれます。(愛知県本部)

#### 個人情報保護のルールが必要だ

小山剛慶応大学教授(憲法学)は、以下のよう

#### 対立相手の証言のみで逮捕軽率

水野陽一北九州市立大学准教授(刑事法学)は、以下のよう証言しました。

国は、DNA型指紋、顔写真について単なる記号であって要保護性は低いとしているが、病歴などの高度な個人情報とま

警察官は、奥田さんへの現行犯逮捕を「被害者の現場監督と「目撃者」である警備員の証言、それと防犯カメラ映像でお

報告集会では弁護団から、「裁判長から、諸外国での状況、法解釈、取調べのあり方などについて証人に質問が多く出されたのが印象的だった。裁

〔署名問合せ・激励先〕  
国民救援会愛知県本部  
〒052(684)5825  
〔要請先〕〒460-0001 名古屋市中区三の丸1-4-1 名古屋高裁民事2部・長谷川恭弘裁判長

9月21日は、松川事件の救援運動に多大な貢献をした作家・廣津和郎の55回目の命日にあたる。折しも今、松川事件の無罪判決確定から60周年で、福島で加をしようとし、廣津和郎全集第10巻「松川裁判」を読んだ。改めて驚嘆したのは、法律の専門家ではない廣津が戦後最大の冤罪で謀略・弾圧事件の記録を読み、地裁、高裁の有罪判決がどのように認定されたのかをいねいに検証する文展開である。証拠とされた自由に根拠がなく、経験則に照らして納得がいかないこと、市民目線で事実と道理を訴えているのだ。とはいえ、廣津も事件発生直後はマスコミ報道を鵜呑みにしていた。転機は被告たちの手記「真実は壁を透して」を読んだことだ。赤間勝美被告が語る「拷問交じりの取り調べで自分をさせられた」との言葉に嘘はないと確信した。「松川裁判」は、最高裁で弁論が開始される前から「中央公論」に連載。4年7カ月54回に及ぶ。廣津のその思いが色紙に残る。「なによりもまず正しい道理の通る国にしよう。この我らの国を」(H)